

## 和歌山市立学校適正規模適正配置調査検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 児童・生徒の減少に伴う教育環境の整備及び学校教育の充実を目的として、和歌山市立の小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の適正規模及び適正配置並びにこれらに関連する事項を調査検討するため、和歌山市立学校適正規模適正配置調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討する。

- (1) 市立学校の適正規模に関すること。
- (2) 市立学校の適正配置に関すること。
- (3) 前2号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者
- (3) 学校関係者
- (4) 地域関係者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを延長することができる。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会の全般的な事務処理を行うために、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別に定める要綱に基づき運営する。
- 3 作業部会は、委員会の事務局を兼ねる。

(地域別協議会)

第8条 会長は、各地域からの意見を聴取するために必要と認めるときは、委員会に諮り、地域別協議会を置くことができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月15日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日後最初に開かれる委員会は、教育委員会が招集する。